

贈与等報告（年度別・四半期毎集計）（全任命権者）

資料 1 - 1

贈与等報告件数 累計

| | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 | 計 |
|--------------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 12年度 | | | 14 | 74 | 88 |
| 13年度 | 10 | 58 | 68 | 17 | 153 |
| 14年度 | 28 | 6 | 54 | 39 | 127 |
| 15年度 | 16 | 84 | 20 | 10 | 130 |
| 16年度 | 16 | 10 | 28 | 13 | 67 |
| 17年度 | 13 | 36 | 17 | 17 | 83 |
| 18年度 | 16 | 17 | 16 | 15 | 64 |
| 19年度 | 21 | 16 | 13 | 11 | 61 |
| 20年度 | 10 | 14 | 13 | 14 | 51 |
| 21年度 | 7 | 5 | 3 | 49 | 64 |
| 22年度 | 12 | 7 | 4 | 3 | 26 |
| 23年度 | 5 | 7 | 6 | 11 | 29 |
| 24年度 | 5 | 6 | 12 | 10 | 33 |
| 25年度 | 7 | 9 | 12 | 10 | 38 |
| 26年度 | 7 | 7 | 13 | 11 | 38 |
| 27年度 | 6 | 4 | 11 | 7 | 28 |
| 28年度 | 9 | 11 | 18 | 8 | 46 |
| 29年度 | 0 | 3 | 12 | 13 | 28 |
| 30年度 | 6 | 10 | 7 | 4 | 27 |
| 令和元年度 | 1 | 1 | 2 | 2 | 6 |
| 令和2年度 | 1 | 2 | 4 | 3 | 10 |
| 令和3年度 | 0 | 1 | 2 | 4 | 7 |
| 令和4年度 | 1 | 0 | 2 | 0 | 3 |
| 令和5年度 | 0 | 6 | 5 | 0 | 11 |
| 令和6年度 | 3 | 11 | 13 | 5 | 32 |
| 計 | 200 | 331 | 369 | 350 | 1,250 |

うち倫理審査会での審議案件（部長の職制上の段階に属する職以上）

うち倫理審査会での審議案件（部長の職制上の段階に属する職以上）

| | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 | 計 |
|---|------|------|--------|------|-----|
| 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 4 |
| 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| 0 | 0 | 42 | 32 | 74 | 74 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 0 | 24 | 1 | 0 | 0 | 25 |
| 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 44 | 44 | 44 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 2 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 28 | 47 | 83 | 157 | 157 |

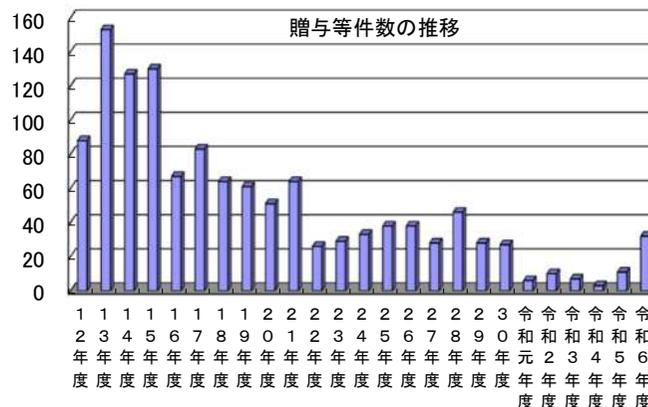
贈与等の種別内訳

| 内訳 | 贈与 | 報酬 | 計 |
|----|-----|--------|-------|
| | 香典等 | 講演会等謝金 | |
| 知事 | 452 | 529 | 981 |
| 企業 | 3 | 1 | 4 |
| 病院 | 1 | 90 | 91 |
| 監査 | 0 | 2 | 2 |
| 教育 | 5 | 148 | 153 |
| 警察 | 12 | 7 | 19 |
| 計 | 473 | 777 | 1,250 |

↓令和6年度内訳

| | | | | | |
|----|---|----|----|---|----|
| 知事 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 |
| 企業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 病院 | 2 | 7 | 3 | 3 | 15 |
| 監査 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 教育 | 1 | 4 | 6 | 2 | 13 |
| 警察 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 3 | 11 | 13 | 5 | 32 |

※ () 書きは「贈与」、それ以外は「報酬」



贈与等報告：福島県職員倫理条例第5条（抜粋）
 管理職員は事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として倫理規則等で定める報酬の支払を受けたときは、四半期毎に、贈与等報告書を提出しなければならない。

飲食及びゴルフの届出（年度別・四半期毎集計）（全任命権者）

1 飲食の届出数

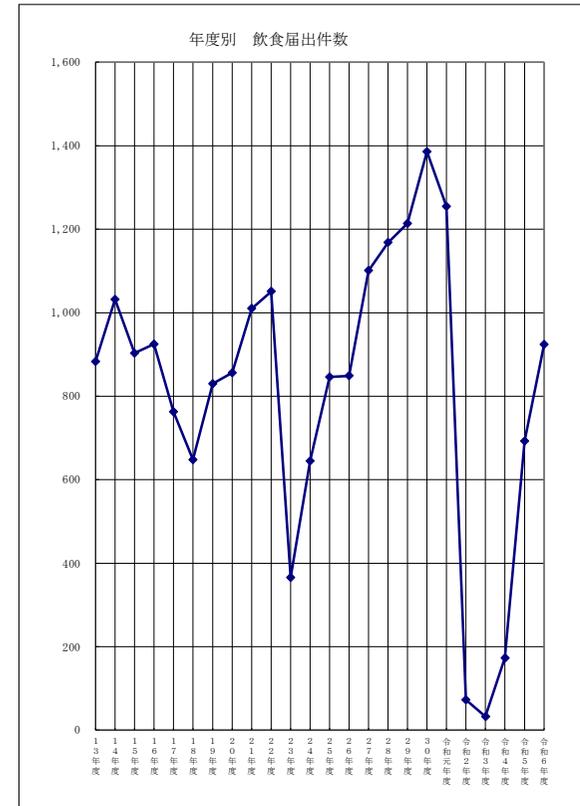
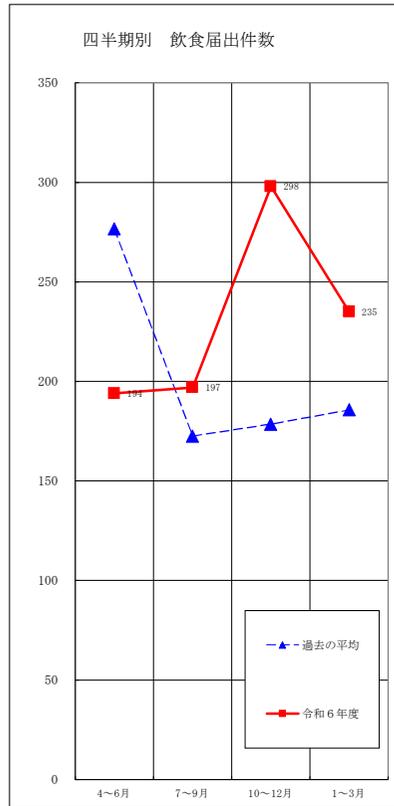
| | 4~6月 | 7~9月 | 10~12月 | 1~3月 | 計 |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 13年度 | 332 | 202 | 150 | 199 | 883 |
| 14年度 | 346 | 178 | 271 | 237 | 1,032 |
| 15年度 | 315 | 198 | 220 | 170 | 903 |
| 16年度 | 339 | 225 | 194 | 167 | 925 |
| 17年度 | 260 | 140 | 249 | 114 | 763 |
| 18年度 | 278 | 167 | 128 | 75 | 648 |
| 19年度 | 348 | 187 | 171 | 124 | 830 |
| 20年度 | 350 | 178 | 164 | 164 | 856 |
| 21年度 | 374 | 214 | 151 | 271 | 1,010 |
| 22年度 | 360 | 307 | 222 | 162 | 1,051 |
| 23年度 | 32 | 50 | 134 | 150 | 366 |
| 24年度 | 215 | 129 | 148 | 153 | 645 |
| 25年度 | 305 | 163 | 156 | 222 | 846 |
| 26年度 | 331 | 134 | 192 | 192 | 849 |
| 27年度 | 289 | 202 | 221 | 389 | 1,101 |
| 28年度 | 422 | 208 | 219 | 319 | 1,168 |
| 29年度 | 377 | 197 | 308 | 332 | 1,214 |
| 30年度 | 452 | 308 | 313 | 313 | 1,386 |
| 令和元年度 | 486 | 367 | 171 | 231 | 1,255 |
| 令和2年度 | 3 | 35 | 35 | 0 | 73 |
| 令和3年度 | 0 | 0 | 23 | 10 | 33 |
| 令和4年度 | 11 | 32 | 42 | 88 | 173 |
| 令和5年度 | 136 | 147 | 222 | 188 | 693 |
| 過去の平均 | 277 | 173 | 178 | 186 | 813 |
| 令和6年度 | 194 | 197 | 298 | 235 | 924 |

↓令和6年度内訳

| | 4~6月 | 7~9月 | 10~12月 | 1~3月 | 計 |
|-----|------|------|--------|------|-----|
| 知事 | 192 | 197 | 297 | 234 | 920 |
| 企業局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 病院局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監査 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 教育 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 警察 | 2 | 0 | 0 | 1 | 3 |
| 計 | 194 | 197 | 298 | 235 | 924 |

2 ゴルフの届出数

| | 4~6月 | 7~9月 | 10~12月 | 1~3月 | 計 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|-----------|
| 13年度 | 22 | 23 | 0 | 3 | 48 |
| 14年度 | 6 | 6 | 7 | 1 | 20 |
| 15年度 | 16 | 7 | 4 | 0 | 27 |
| 16年度 | 11 | 5 | 5 | 0 | 21 |
| 17年度 | 8 | 4 | 25 | 3 | 40 |
| 18年度 | 2 | 5 | 0 | 0 | 7 |
| 19年度 | 5 | 3 | 0 | 1 | 9 |
| 20年度 | 1 | 2 | 2 | 0 | 5 |
| 21年度 | 1 | 1 | 2 | 0 | 4 |
| 22年度 | 0 | 7 | 5 | 0 | 12 |
| 23年度 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| 24年度 | 1 | 4 | 1 | 2 | 8 |
| 25年度 | 0 | 4 | 1 | 0 | 5 |
| 26年度 | 0 | 9 | 1 | 0 | 10 |
| 27年度 | 2 | 4 | 4 | 4 | 14 |
| 28年度 | 1 | 5 | 5 | 0 | 11 |
| 29年度 | 1 | 7 | 2 | 2 | 12 |
| 30年度 | 1 | 7 | 3 | 0 | 11 |
| 令和元年度 | 3 | 4 | 2 | 0 | 9 |
| 令和2年度 | 1 | 2 | 1 | 0 | 4 |
| 令和3年度 | 1 | 0 | 3 | 0 | 4 |
| 令和4年度 | 2 | 2 | 3 | 2 | 9 |
| 令和5年度 | 6 | 5 | 4 | 1 | 16 |
| 過去の平均 | 4 | 5 | 4 | 1 | 13 |
| 令和6年度 | 8 | 5 | 6 | 3 | 22 |



飲食・ゴルフの届出：福島県知事部局職員倫理規則第5条、第6条抜粋
 1107職員は、職務外において利害関係者とともに自己の費用を負担して飲食（ゴルフ）をする場合にあっては、あらかじめその旨を倫理監督者に届け出なければならない。

【参考】令和6年度第4四半期の飲食・ゴルフの届出件数の傾向

飲食の届出は235件、ゴルフの届出は3件であった。
 飲食の届出件数については、第3四半期より少ないものの、過去平均を上回っている。
 ゴルフの届出件数は3件であり、例年、第4四半期には件数が少ない傾向にある。

| | 4~6月 | 7~9月 | 10~12月 | 1~3月 | 計 |
|----|------|------|--------|------|----|
| 知事 | 8 | 5 | 6 | 3 | 22 |
| 企業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 病院 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監査 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 教育 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 警察 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 8 | 5 | 6 | 3 | 22 |

【入札談合等関与行為防止法等違反】

- 1 被処分者 福島空港事務所主査
- 2 処分時期 令和6年8月30日
- 3 根拠法令 地方公務員法第29条第1項
- 4 処分の種類 停職6月
- 5 事件概要

令和3年9月15日に福島県が入札を執行した工事の総合評価方式による条件付一般競争入札に関し、建設業者と共謀の上、同社に同工事を落札させようと考え、同年8月21日、福島空港事務所において、建設業者に対し、同入札の秘密事項である設計金額（税抜き）を教示し、もって偽計を用いるとともに、入札等に関する秘密を教示して公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をしたものである。

※ 被処分者を指揮監督すべき立場にあった管理監督者2名を「書面訓告」の処分とした。

【入札談合等関与行為防止法等違反】

- 1 被処分者 福島空港事務所建設課長
- 2 処分時期 令和6年8月30日
- 3 根拠法令 地方公務員法第29条第1項
- 4 処分の種類 停職1月
- 5 事件概要

令和3年9月15日に福島県が入札を執行した工事の総合評価方式による条件付一般競争入札に関し、建設業者と共謀の上、同月9日頃、福島空港事務所において、同社に対し、同入札の秘密事項である入札参加業者を教示し、もって偽計を用いるとともに、入札等に関する秘密を教示して公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をしたものである。

※ 被処分者を指揮監督すべき立場にあった管理監督者2名を「書面訓告」の処分とした。

【公契約関係競売入札妨害】

- 1 被処分者 会津若松建設事務所主査
- 2 処分時期 令和6年11月22日
- 3 根拠法令 地方公務員法第29条第1項
- 4 処分の種類 停職6月
- 5 事件概要

令和4年3月9日に福島県が入札を執行した工事の総合評価方式による条件付一般競争入札に関し、建設業者と共謀の上、同年2月14日、福島空港事務所において、同社に対し、同入札の秘密事項である設計金額（税込み）を教示し、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をしたものである。

※ 被処分者を指揮監督すべき立場にあった当時の管理監督者2名を「書面訓告」の処分とした。

【参考】

○福島県職員倫理条例

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第三条 職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、法令又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

○福島県知事部局職員倫理規則

(倫理行動規準)

第二条 知事部局職員は、地方公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、条例第三条に規定する倫理原則とともに次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

一 知事部局職員は、職務の執行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

二 知事部局職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

○倫理規則の構成

- ・ 第一条 (趣旨)
- ・ 第二条 (倫理行動規準)
- ・ 第三条 (利害関係者)
- ・ 第四条 (贈与の受領の禁止等)
- ・ 第五条 (飲食に係る禁止等)
- ・ 第六条 (ゴルフに係る禁止等)
- ・ 第七条 (遊技又は旅行の禁止)
- ・ 第八条 (供応接待を受けることの禁止)
- ・ 第九条 (その他の禁止行為)
- ・ 第十条 (検査等の際における禁止行為)
- ・ 第十一条 (禁止行為等の例外)
- ・ 第十二条 (利害関係者以外の者等との間における禁止行為)
- ・ 第十三条 (講演等に係る規制)
- ・ 第十四条 (倫理監督者への相談)
- ・ 第十五条 (贈与等の報告)
- ・ 第十六条 (報告書の様式)
- ・ 第十七条 (報告書の写しが福島県職員倫理審査会に送付される知事部局職員)
- ・ 第十八条 (報告書の写しの送付期限)
- ・ 第十九条 (報告書の閲覧)
- ・ 第二十条 (倫理監督者)

個別の禁止行為を規定

不祥事の再発防止に向けて、「強化した対策」及び「新たな対策」についての対応状況を整理

不祥事の再発防止策の全体像

福島県職員の不祥事対策に関する検討委員会の報告書を踏まえ、以下のとおり既存の取組を強化・継続するとともに、新たな対策を追加することにより、不祥事の再発防止に向けて、職員一人一人への「法令遵守意識」と「危機意識」の確実な浸透を図る。

組織(仕組み)として取り組む対策

○ 福島県職員倫理条例に基づく取組

- ・ 倫理審査会の開催 【継続】
- ・ 贈与等の報告 【継続】
- ・ 飲食・ゴルフの届出 【継続】
- ・ 利害関係者との禁止行為周知リーフレットの配布 【継続】

○ 福島県職員コンプライアンス・マニュアル等に基づく取組

- ・ 所属内研修におけるグループワークの導入 【新規】
- ・ コンプライアンス委員会、コンプライアンス担当主幹の設置 【継続】
- ・ チェックシートによる四半期ごとの自己検証 【継続】
- ・ 公用車等運転時の職員への酒気帯び有無の確認 【継続】
- ・ コンプライアンス推進月間の実施 【継続】
- ・ 福島県職員コンプライアンス必携の常時携帯 【継続】

○ 管理職員に対する研修

- ・ 外部講師による管理職のコミュニケーションスキル向上等研修 【強化】
- ・ 不祥事根絶対策研修 【継続】
- ・ 新任管理者特別研修 【継続】

○ 職員面談等の実施

- ・ 職員面談の実施 【継続】
- ・ 不祥事防止啓発リーフレットの配布 【継続】

○ 収賄・わいせつ事案に関する懲戒処分の方考え方の厳格化

※当該事案に厳正に臨む姿勢を県民に明らかにするとともに職員へ周知。 【新規】

○ 風通しの良い職場環境づくり(職員アンケートの実施) 【新規】

※職員の悩み等を相談しやすい風通しの良い職場になっているかを確認。

○ 庁内の優良事例の水平展開 【新規】

※副知事と出先機関の長の意見交換会で報告された優良な取組を展開。

○ 不祥事対策の継続的な検証と見直し 【新規】

※倫理審査会等の第三者から検証を受け、不断の見直しを行う。

○ 入札制度等監視委員会による再発防止策等への提言項目の実施(主な対策)

- ・ 各種システムからの情報漏洩防止 【継続】
- ・ 執務室内での機密情報の情報漏洩防止 【継続】
- ・ 各種システムでの不正アクセスの検知 【継続】
- ・ 再発防止策のPDCA 【継続】

職員個人への浸透を図る対策

○ 職員に対する研修

- ・ 不祥事を自分事として考えさせる研修の実施 【強化】
- ・ 基本研修(公務員倫理等に関する科目も実施) 【継続】
- ・ 公務員倫理講座 【継続】

○ 懲戒処分事案の公表・情報共有 【新規】

※事案の概要を県HPに掲載するとともに庁内にも情報共有。

○ 職員相談窓口の周知強化 【強化】

※新たに依存症等に関する相談窓口も含めて全職員への周知を強化。

不祥事防止に関して、昨年度の倫理審査会の結果等を踏まえ、重点的に取り組んだ項目については以下のとおり。

- **職員に対する研修（不祥事を自分事として考えさせる研修の実施）**
 - 🌀 飲酒運転撲滅をテーマにした動画により全職員を対象に研修を実施（令和7年5月）

- **所属内研修におけるグループワーク**

上記の個人研修等と併せて全職員がグループワークを実施
(実践例)

 - 🌀 飲酒運転の事例と影響、飲酒運転を起こしてしまう要因と危険性についての議論や飲酒に係る体験談（飲酒時の失敗談、判断力や記憶力が著しく低下した経験など）の共有
 - 🌀 コンプライアンス事例（情報漏洩や横領などに関するもの）の動画を視聴しグループ毎に意見交換
 - 🌀 身近なヒヤリ・ハット事案や気を付けている事案の共有

- **管理職向けOJT研修**
 - 🌀 管理職を対象に、OJTの意義、風通しの良い職場づくり、不祥事防止の意識醸成などについて、外部講師による集合研修を実施（令和6年8月）。

- **ハラスメント防止研修**
 - 🌀 グループウェアにハラスメント防止のための動画教材を掲載し、全職員を対象（管理職は必須）に動画研修を実施（令和6年9月）

パワハラを防止するために、すぐに取り入れられる具体的な方法を中心とした動画研修
(具体例：同僚に敬意を持つ、指導方法を綿密に計画、お礼の言葉や良い点の指摘を前後に挟む指導 等)

- **その他各部独自の取組**
 - 🌀 外部講師によるコンプライアンス関係の講習会
 - 🌀 所属長が講師を務める予算・経理に関する基礎知識に関する勉強会
 - 🌀 事例を用いた所属内研修

- **風通しの良い職場環境づくり（職員アンケートの実施）**
 - 🌀 職場環境に係る項目について職員アンケートを実施（調査結果：平均3.54点／5点満点中）
 - ※ 類似調査実施団体の状況（R6公表値）
厚労省:3.47、北海道:3.03、千葉県:3.26、福井県3.50

不祥事対策の継続的な検証と見直しについて

参考

R6審査会開以降に知事部局において処分した案件の一覧

| No | 被処分者 | 処分の程度 | 処分年月日 | 事件概要 |
|----|----------------------------|-------|----------|--|
| 1 | 県中方部の出先機関の一般職員 (50代、男性) | 停職6月 | R6.8.30 | 令和3年9月15日に福島県が入札を執行した工事の総合評価方式による条件付一般競争入札に関し、株式会社Aの従業員B等と共謀の上、同会社に同工事を落札させようと考え、同年8月21日、Bに対し、同入札の秘密事項である設計金額（税抜き）を教示し、もって偽計を用いるとともに、入札等に関する秘密を教示して公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をしたものである。 |
| 2 | 県中方部の出先機関の一般職員 (50代、男性) | 停職1月 | R6.8.30 | 令和3年9月15日に福島県が入札を執行した工事の総合評価方式による条件付一般競争入札に関し、株式会社Aの従業員B等と共謀の上、同月9日頃、Bに対し、同入札の秘密事項である入札参加業者を教示し、もって偽計を用いるとともに、入札等に関する秘密を教示して公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をしたものである。 |
| 3 | 会津方部の出先機関の一般職員 (40代、男性) | 停職6月 | R6.11.22 | 令和4年3月9日に福島県が入札を執行した工事の総合評価方式による条件付一般競争入札に関し、株式会社Aの従業員B等と共謀の上、同年2月14日、Bに対し、同入札の秘密事項である設計金額（税込み）を教示し、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をしたものである。 |
| 4 | 本庁機関の管理職員 (50代、男性) | 戒告 | R7.2.6 | 令和6年6月上旬頃、部下である管理職員の部下職員に対する行為が、パワーハラスメントに該当する可能性があることを認識していたにもかかわらず、「福島県職員パワーハラスメント防止指針・防止マニュアル」に沿った対応を怠り、令和6年6月27日（木）に、加害者とされる人物と被害者とされる人物を同席の上、意見交換を行わせ、その結果をもってパワーハラスメントは認められないとの不適切な報告を行っていたものである。 また、令和5年7月から8月頃、職員Aの育児に関する時短勤務の取得希望に対し適切な対応を取らなかったことにより、職員が安心して育児や介護ができる環境整備等を掲げる福島県職員男女共同参画推進行動計画に反した不適切な状態となっていたものである。 |

不祥事対策の継続的な検証と見直しについて

R6審査会開以降に知事部局において処分した案件の一覧

| No | 被処分者 | 処分の程度 | 処分年月日 | 事件概要 |
|----|-----------------------------|--------|---------|--|
| 5 | 本庁機関の管理職員 (50代、男性) | 減給 1 月 | R7.2.6 | <p>令和 5 年 4 月頃から令和 6 年 6 月頃にかけて、管理職の立場を用い、部下である職員 B、職員 C、職員 D、職員 E に対し、周囲の職員に聞こえる状態で繰り返し又は強い口調で叱責するとともに、令和 5 年 9 月から 10 月頃に職員 F が提出した資料の確認を拒否し、当該資料を投げ返したと感じられるように返却したほか、令和 6 年 4 月 30 日（火）の打ち合わせにおいて、職員 G に打ち合わせ中の発言を強要して過呼吸状態に陥らせ、同年 6 月 18 日（火）の打ち合わせにおいて、職員 B の説明を遮るとともに、机を叩くといったパワーハラスメント行為を行ったものである。</p> <p>また、令和 6 年 5 月 29 日（水）、出先機関の職員 H、職員 I 及び職員 J に対して、優位な立場を用い、懲戒処分の権限を有していないにもかかわらず同出先機関担当者の処分を示唆するなど、業務上必要な範囲かつ相当な範囲を超える言動で、自身の考えを強要する又は過度に萎縮させるといったパワーハラスメント行為を行ったものである。</p> |
| 6 | いわき方部の出先機関の一般職員 (20代、女性) | 免職 | R7.5.13 | <p>令和 7 年 4 月 4 日（金）午後 7 時 30 分頃から翌 5 日（土）午前 4 時頃にかけて、1 人で訪れたいわき市内の飲食店でハイボール 7 杯、サングリア 1 杯、焼酎水割り 7 杯、ジントニック 1 杯及びテキーラ 5 杯または 6 杯を飲んだ後、帰宅するため自家用車の運転をはじめ、いわき市小名浜地区を走行していた午前 4 時 10 分頃、付近の電柱に衝突し、電柱の所有者に物損を与えたものである。</p> |
| 7 | 南会津方部の出先機関の一般職員 (20代、男性) | 停職 6 月 | R7.5.13 | <p>令和 6 年 7 月 3 日（水）午後 7 時 58 分頃、会津若松市内の店舗において、女性客のスカート内にスマートフォンを差し入れ、動画を撮影しようとしたものである。</p> |